

# 広島法務局 人権相談所

## 【所在地】

〒730-8536 中区上八丁堀 6-30 合同庁舎 3号館 4階

広島法務局 人権擁護部（人権相談に関すること）

みんなの人権 110 番 電話 0570-003-110

※ 最寄の法務局につながります。

子どもの人権 110 番 電話 0120-007-110

女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810

※ IP 電話からは接続できない場合があります。その場合は、電話 082-228-5792 におかけください。

## 【人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/jinkennet/>

## 【相談日時】

月～金曜日（祝祭日は休み）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

## 【相談業務内容】

- 近隣との争いごと
- 子どもや高齢者の虐待
- いじめや体罰
- 押しつけや嫌がらせ
- 結婚や就職時の不当な差別
- 国籍による差別
- 部落差別
- 結婚・離婚の強要、妨害
- 名誉、信用を傷つけられたとき
- その他人権を侵害されたとき
- 登記、戸籍、相続、扶養等の問題
- 借地、借家の問題
- セクシュアル ハラスメントなどについて相談を受けています。

## 【相談料】

無 料

## 【相談方法】

電話又は直接来所してください。

